

令和 年分 信託受益権の譲渡の対価の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)											
	氏名	個人番号										
信託受益権の種類	信託財産の種類	細目	支払金額	支払確定年月日								
			千円	・	・							
				・	・							
				・	・							
				・	・							
				・	・							
(摘要)												
支払者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号										
		(電話)										
整理欄			①									②

352

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合には、右詰で記載します。

令和 年分 信託受益権の譲渡の対価の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)											
	氏名	個人番号										
信託受益権の種類	信託財産の種類	細目	支払金額	支払確定年月日								
			千円	・	・							
				・	・							
				・	・							
				・	・							
				・	・							
(摘要)												
支払者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号										
		(電話)										
整理欄			①									②

352

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合には、右詰で記載します。

令和 年分 信託受益権の譲渡の対価の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)											
	氏名	個人番号										
信託受益権の種類	信託財産の種類	細目	支払金額	支払確定年月日								
			千円	・	・							
				・	・							
				・	・							
				・	・							
				・	・							
(摘要)												
支払者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号										
		(電話)										
整理欄			①									②

352

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合には、右詰で記載します。

令和 年分 信託受益権の譲渡の対価の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)											
	氏名	個人番号										
信託受益権の種類	信託財産の種類	細目	支払金額	支払確定年月日								
			千円	・	・							
				・	・							
				・	・							
				・	・							
				・	・							
(摘要)												
支払者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号										
		(電話)										
整理欄			①									②

352

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁を記載する場合には、右詰で記載します。

## 【信託受益権の譲渡の対価の支払調書】

※様式はA4用紙1枚に調書4枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

### 備 考

- 1 この支払調書は、居住者及び第90条の4第1項の恒久的施設を有する非居住者に支払う法第224条の4に規定する信託受益権（以下この表において「信託受益権」という。）の譲渡の対価について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
  - (1) 「住所（居所）」及び「個人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
  - (2) 「信託受益権の種別」の欄には、金銭の信託受益権、有価証券の信託受益権、金銭債権の信託受益権、不動産の信託受益権、動産の信託受益権、無体財産権の信託受益権のように記載すること。
  - (3) 「信託財産の種類」の欄には、それぞれ次のように記載すること。
    - (イ) 金銭の信託受益権である場合には、金銭信託、金銭信託以外の金銭の信託のように記載すること。
    - (ロ) 有価証券の信託受益権である場合には、国債、社債、株式のように記載すること。
    - (ハ) 金銭債権の信託受益権である場合には、貸付債権、リース債権、割賦債権、売掛債権のように記載すること。
    - (ニ) 不動産の信託受益権である場合には、土地、建物のように記載すること。
    - (ホ) 動産の信託受益権である場合には、車両、コンピュータ、OA機器のように記載すること。
    - (ヘ) 無体財産権の信託受益権である場合には、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権のように記載すること。
    - (ト) その他の信託受益権である場合には、当該信託財産の種類に応じて上記(イ)から(ヘ)に準じて記載すること。
  - (4) 「細目」の欄には、それぞれ次のように記載すること。
    - (イ) 金銭の信託受益権である場合には、単独運用指定金銭信託、特定金銭信託、特定金外信託、ファンドトラストのように記載すること。
    - (ロ) 有価証券の信託受益権である場合には、当該有価証券の銘柄について記載すること。
    - (ハ) 不動産の信託受益権である場合には、当該不動産の所在地について記載すること。
    - (ニ) 無体財産権の信託受益権である場合には、当該無体財産権の登録番号等について記載すること。
    - (ホ) その他の信託受益権である場合には、当該信託財産の種類に応じて上記(イ)から(ニ)に準じて記載すること。
  - (5) 「支払金額」の欄には、その年中に支払の確定した信託受益権の譲渡の対価として支払うべき金額を記載すること。
  - (6) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
  - (7) 支払を受ける者が非居住者である場合には、「摘要」の欄に(非)と記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。